

ミズノ株式会社と名古屋経営短期大学との
包括的連携協力に関する協定書

ミズノ株式会社(以下「甲」という。)と名古屋経営短期大学(以下「乙」という。)は、次のとおり包括的連携協力に関する協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲、乙が包括的な連携のもと、幅広い分野において協力し、地域社会の発展等に寄与することを目的とする。

(連携協力する事項)

第2条 甲、乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力する。

- (1)教育・研究・文化の振興に関すること。
- (2)健康増進あふれる地域づくりに関すること。
- (3)地域の活性化に関すること。
- (4)人材育成に関すること。
- (5)社会貢献に関すること。
- (6)知的資源及び物的資源の相互活用に関すること。
- (7)双方が有益にして必要と認める事業。

[なお、具体的な連携協力の内容については、甲乙協議のうえ、相互の事業活動に支障のないよう定めるものとする]

(連携協力窓口)

第3条 甲、乙は、この協定による連携の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、必要に応じて協議を実施するものとする。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、甲、乙のいずれからも改廃の申し出がない場合は、自動的に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、甲、乙協議のうえこれを定めるものとする。

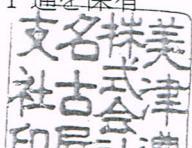
協定締結を証するため、本協定書は2通作成し、甲、乙署名のうえ、各1通を保有する。

平成28年2月2日

甲 ミズノ株式会社 名古屋支社

支社長

藤原 一俊



乙 名古屋経営短期大学

学長

高木ろい児

